

米沢市における部活動及び
米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ
の在り方に関する方針

米沢市教育委員会

令和8年2月

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I 米沢市における部活動の在り方に関する方針	
1 米沢市における部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等	3
2 適切な運営のための体制整備	3-4
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
4 適切な部活動の運営	5-8
II 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針	
1 基本理念	9
2 ヨネ愛の活動の開始時期	9
3 ヨネ愛の在り方	9-12
4 指導人材の取り扱い	12
5 中学校との連携	12
6 近隣市町との連携	12
7 その他	12
III 大会等の参加	
1 中体連が主催する大会及び全日本吹奏楽連盟が主催するコンクール（以下、中体連主催大会）について	13
2 連盟・協会等が主催する大会（以下、「冠大会」）について	13
3 大会等の主催者に対する要請	13
4 その他	14

はじめに

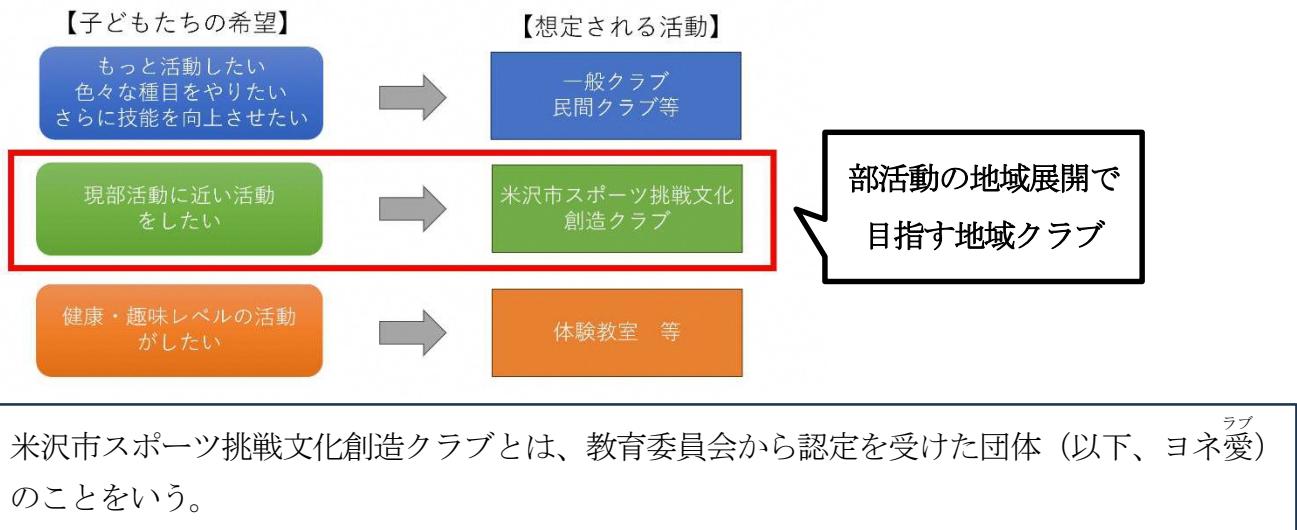
中学校部活動は、同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、少子化が進展する中、中学校の部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなってきており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような状況の中、国は、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示した。

これを受けて、米沢市では、令和5年度に部活動の地域移行に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げ、市内の中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境の整備に向けて検討を進め、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という目的のもと、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動環境の一体的な整備に向けて、全体構想をまとめた。

米沢市全体構想



米沢市における部活動及び米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針は、この全体構想やこれまでの検討委員会等における検討結果、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における中学校部活動と全体構想の中段の米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

I 米沢市における部活動の在り方に関する方針

1 米沢市における部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

- (1) 米沢市における部活動の在り方に関する方針（以下、「部活動方針」という）は、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、競技種目、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ① 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことで、スポーツや文化芸術活動の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- ② 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、活動を強制することがないよう、留意すること。
- ③ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- (2) 米沢市立中学校にあっては部活動方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- (3) 米沢市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- (4) 教育委員会は、部活動方針に基づく各学校の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定等

- ① 校長は、部活動方針に則り、毎年度、「学校の部活動の在り方に関する方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。各部活動の顧問及び部活動指導員（以下、「顧問等」という。）は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- ② 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ③ 教育委員会は、上記②に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行うことができるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置する。
- ③ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的根拠に基づく指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守することが必須である。そのため、これらの内容に関し、定期的に研修を行う。
- ④ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、地域等の指導者からの協力を得る等、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部及び文化部（以下、「各部」という。）の活動内容を把握し、適切な活動となるよう、また、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥ 校長は、部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会を設置し、各部の取組内容の確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会は、学校の教職員のみならず、保護者、地域の関係者、地域医療関係者等も組織に加える等し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携等について、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- ⑦ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（平成31年1月25日付け30文科初第1424号文部科学省初等中等教育局長通知）」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1447号文部科学事務次官通知）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑧ 校長は、各部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各部の保護者会等が設置されている場合は、保護者会運営の主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び顧問等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・ハラスメントの禁止を遵守する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 顧問等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも体力・技能等の向上につながらないことを正しく理解する。
- ③ 顧問等は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎及び生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、各分野や競技種目の特性等を踏まえた適切な指導を行う。

また、専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動指導のための各種手引の活用

運動部顧問や指導者は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」（平成30年3月県教育委員会）を、文化部顧問や指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して、3（1）に基づく指導を行う。

4 適切な部活動の運営

(1) 適切な休養日及び活動時間等の設定

教育委員会及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、様々な活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、以下を基準として遵守する。

*1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

- ① 休養日は、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上（平日に1日以上、週休日に1日以上）を設定する。
 - ② 1日の活動時間は、学校の休業日（長期休業中も含む）は3時間程度、それ以外の日は2時間程度とする。教育活動や家庭生活に支障が出ないよう配慮する。
 - ③ 大会や練習試合等で長時間活動する場合は、直近の週に休養日を設ける。
 - ④ 大会や練習試合への参加は精選し、生徒の疲労蓄積や保護者の過度な負担にならないよう配慮する。
 - ⑤ 大会や練習試合、施設利用等で週休日2日ともに活動する場合は、週2日以上の休養日を設けるよう配慮する。
 - ⑥ 長期休業中は、学校無人化の期間は原則活動を行わず、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。家族や地域で過ごす時間の確保や多様な活動の機会に配慮する。
 - ⑦ 長期休業中は学校週5日制の趣旨を踏まえ、土曜日・日曜日を休養日とする。
 - ⑧ ある程度長期の休養期間後に部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始める等、怪我の防止に努める配慮をする。
 - ⑨ 顧問等の指導の有無に関わらず、継続的な始業前の部活動及び自主練習等は行わない。ただし、校長が、中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト等の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、一定の期間において実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。
 - ⑩ 部活動の活動期間については次のように定める。

「部活動への参加は、第3学年における中体連主催や中文連主催、コンクール、コンテスト等への出場が終了するか、東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。」
 - ⑪ 学校管理下外の生徒の活動について次の点について留意する。
 - ア 関係団体（クラブ活動等）での活動

校長は、顧問（生徒が部活動に所属していない場合は担任等）に対し、個人として自らの技術の向上を目指し、学校外の団体に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。
 - イ 保護者会主催の活動*2（クラブ）

校長は、保護者会が設置されている部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動等）を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。
- *2 保護者会主催の活動（クラブ）とは、学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

ウ ヨネ愛の活動について

校長は、生徒と保護者に対し、ヨネ愛の活動が、生徒の過度な負担とならないよう、活動日・活動時間を調整するように指導する。

なお、校長は、ヨネ愛の加入については、必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になつたりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。

＜部活動の運営についての概要＞

休養日	週当たり：平日 1 日以上 土曜日及び日曜日（以下、「週休日」という） 1 日以上 ※令和 8 年度の中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト等が終了した時点から、休日の部活動は原則行わない。
活動時間	平日 2 時間程度、週休日等（長期休業中も含む） 3 時間程度
長期休業中の休養日	週休日 ある程度長期の休養期間を設ける（連続した休養日の設定）。
始業前練習	禁 止 ※校長が認める場合、一定の期間において実施可能だが、活動の内容や時間には十分に配慮する。
部活動の活動期間	第 3 学年における中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト等の出場が終了するまでとする。 東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。
保護者会主催の練習会	保護者会が単独で練習会（クラブ活動等）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る。

（2） 事故防止の取組

- ① 顧問等は、生徒の健康状態や体力・技術の習得状況を日頃から把握し、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- ② 顧問等は、生徒が体調不良を申告しやすい雰囲気づくりを大切にし、熱中症など環境面への配慮も含めて体調管理に対応する。
- ③ 顧問等は、事故発生時の校内体制や関連機関への連絡体制を確認し、AED 等の使用方法を理解して緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ④ 顧問等は、事故が起こった場合は、生徒の安全を第一に適切な対応を行い、速やかに管理職に報告して指導を仰ぐ。

(3) 体罰等の禁止

- ① 校長は、体罰やハラスメントを容認しないという認識を教職員に持たせ、顧問等へ適宜指導を行う。
- ② 顧問等は、いかなる理由でも体罰を正当化することは誤りであることを認識し、絶対に行わない。
- ③ 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇・威圧的な言動など、ハラスメント行為は許されないことを認識し、指導する。
※指導の参考として「運動部活動での指導のガイドライン」(文部科学省 平成25年作成)を活用する。
- ④ 顧問等は、個人情報の取り扱いに注意し、漏えいがないよう学校の規則に則って適切に管理する。

(4) 保護者及び地域等との連携

- ① 顧問等は、活動方針や計画・状況について保護者への説明や意見交換の機会を設け、理解を得るよう努める。
- ② 顧問等は、活動中だけが等については、速やかに保護者に連絡し、状況を説明する。
- ③ 校長は、地域の専門的な技術指導力を持つ外部指導者の活用を進め、複数指導者による体制を構築する。
- ④ 顧問等はヨネ愛等と連携する場合は、生徒の健全育成や休養日の設定に留意し、十分に調整を図る。

II 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ活動（ヨネ愛）の在り方に関する方針

1 基本理念

ヨネ愛の活動は、次のことを基本理念とする。

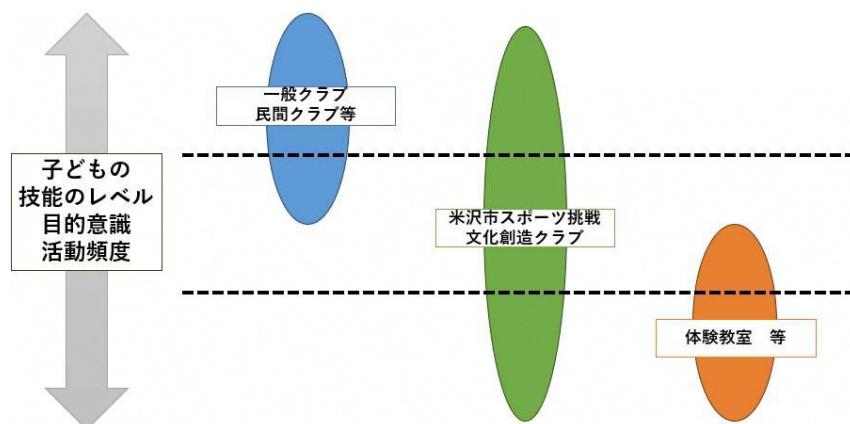
(1) 部活動が有している、生徒の自主性・自発性に基づく、異年齢との交流等をとおした多様な学びの場としての教育的意義を継承し、発展させるものであり、中学生の心身の望ましい成長に資する活動であること。

(2) 地域において、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に等しく、継続して親しむことができる機会を提供する持続可能なものであり、地域におけるスポーツ・文化芸術の振興に資する活動であること。

2 ヨネ愛の在り方

(1) 活動の位置づけ

学校教育外において、学校と地域が連携・協働して実施する学びの場である。参加者の目標や技能の違いを踏まえ、互いに認め合いながら活動を展開する。部活動で培われた教育的意義を継承し、子どもの成長を支える機会として位置づける。



(2) 対象者

原則、希望する市内在住の中学生とする。

(3) 実施体制

ヨネ愛は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

ア：支援団体（教育委員会）

関係団体や学校等と連携し、全体の運営を把握しながら支援及び指導助言する。

イ：統括団体（各種目の連盟・協会）

ヨネ愛の活動を基本理念に沿うものとするために、活動の方針や施策を十分に理解し、指導スタッフをサポートしつつ、必要に応じて指導助言する。

ウ：実施主体（ヨネ愛）

中学生に活動環境を提供するために、活動計画の決定・周知、クラブ運営費の管理、保護者との連絡調整などを行う。

生徒の安全な活動の責任を負うものとする。

エ：指導者

ヨネ愛の活動計画に基づき、練習の指導や大会などの引率を行う。



(4) 活動場所

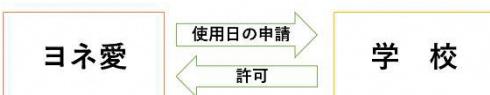
- ① 米沢市内中学校施設を基本とし、必要に応じて公共施設や社会教育施設を活用する。
- ② 教育委員会は、円滑な利用のために関係部署・機関と調整を行う。

(5) 学校施設の使用について

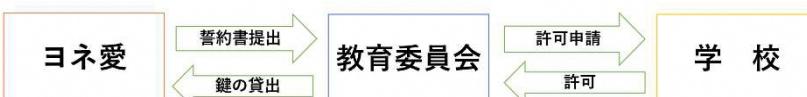
- ① 学校ごと、指定された場所を使用する。
- ② 使用料減免とする。その際、所定の様式（米沢市教育機関使用料減免申請書）を米沢市教育委員会教育総務課に提出する。



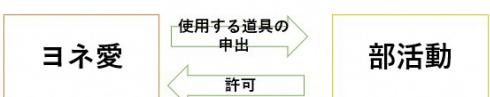
- ③ 「活動場所の重複を防ぐ」「使用する場所を明確にする」ために、所定の様式（米沢市立学校施設使用許可申請書）を使用する学校に提出する。



- ④ 社会体育玄関等の鍵を継続的に借用することを希望する場合は、所定の様式（鍵借用誓約書）を教育委員会学校教育課に提出し、使用する学校の許可を得て、鍵を借用する。



- ⑤ 部活動の道具を使用する場合は、どの道具を使用するか、ヨネ愛と部活動で事前に確認をしておくこととする。



(6) 参加費等

- ① ヨネ愛は活動の運営・維持に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定し、生徒や保護者の理解を図る。

- ② ヨネ愛は公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため関係者に対する情報開示を適切に行う。

(7) 保険の加入

ヨネ愛は、指導者や参加する生徒・保護者に対して事故や自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険へ加入することとする。保険適用の範囲については活動中のみならず活動場所への移動中事故等があった場合にも適用を受けることができる内容とする。

(8) 適切な指導の実施

ヨネ愛は「米沢市における部活動の在り方に関する方針」に準じて、次のとおり指導を実施する。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止に努め、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を行う。
- ③ 中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

(9) 適切な休養日等の設定

- ① 休養日は、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上（平日に1日以上、週休日に1日以上）を設定する。
- ② 学校の長期休業中の休養日は、学期中に準じて週当たり2日以上（平日に1日以上、週休日に1日以上）を設定する。
- ③ 1日の活動時間は、学校の休業日（長期休業中も含む）は3時間程度、それ以外の日は2時間程度とする。
- ④ 大会や練習試合等で長時間活動する場合は、直近の週に休養日を設ける。
- ⑤ 大会や練習試合、施設利用等で週休日2日ともに活動する場合は、週2日以上の休養日を設けるよう配慮する。
- ⑥ 大会や練習試合への参加は精選し、生徒の疲労蓄積や保護者の過度な負担にならないよう配慮する。
- ⑦ ある程度長期の休養期間後に部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始める等、怪我の防止に努める配慮をする。

＜ヨネ愛の運営についての概要＞

休養日	週当たり：平日 1 日以上 週休日 1 日以上
活動時間	平日 2 時間程度、週休日等（長期休業中も含む） 3 時間程度
長期休業中の休養日	週当たり：平日 1 日以上 週休日 1 日以上
ヨネ愛の活動期間	活動期間に制限は設けない 但し、参加については参加者ならびに参加者の保護者の承諾を必ず得ること

3 指導人材の取り扱い

- (1) ヨネ愛における指導人材については、学校教職員の兼職兼業を認める。
- (2) 暴力等の問題行動があった場合は、連盟・協会や教育委員会等における指導、クラブ認定の取消とすることや犯罪行為として警察に通報するなど厳正に対処する。

4 中学校との連携等

- (1) ヨネ愛とヨネ愛に所属生徒がいる中学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るほか、参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体で中学生の望ましい成長を支える。
- (2) 部活動の地域展開が完了するまでの間は、ヨネ愛の指導者と部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

5 その他

ヨネ愛の実施に関する詳細は、別冊（「米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ設立の手引き」及び「米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ活動の手引き」）に定める。

III 大会等の参加

1 中体連が主催する大会及び全日本吹奏楽連盟が主催するコンクール（以下、中体連主催大会）について

（1） 学校の役割

- ① 学校として参加できるよう、引率の体制等を整える。
- ② 令和8年9月以降、中体連主催大会に学校として参加する場合、大会の2週間前から大会前日まで、週休日の部活動を行ってもよいこととする。
- ③ 在籍する生徒が山形県中体連に登録しているクラブに所属している場合は、学校から参加するかクラブから参加するか、本人及び保護者に対して意思確認を行う。

（2） ヨネ愛の役割

- ① ヨネ愛として大会に参加する場合は、ヨネ愛が責任をもって大会への引率を行う。
- ② スポーツのクラブが中体連主催大会に参加する際は、山形県中体連に登録を行う。
- ③ ヨネ愛が中体連主催大会に参加する場合は、ヨネ愛で活動している者に対し、学校から参加するかヨネ愛から参加するか、本人及び保護者に対して意思確認を行う。

（3） 教育委員会の役割

中体連主催大会において上位大会に出場する場合、米沢市在住の生徒の移動費・宿泊費を一部負担する。

2 連盟・協会等が主催する大会（以下、「冠大会」）について

- （1） 令和8年9月以降の「冠大会」については、できる限りヨネ愛から参加することとする。ただし、ヨネ愛として大会への参加体制が整うまでは、大会への参加方法について、連盟・協会、ヨネ愛、保護者、学校で協議を行うこととする。また、特に団体種目においては、生徒の人数が分散しないよう、学校とヨネ愛との間で調整を行い、円滑なチーム編成に努めることとする。
- （2） 令和10年4月からは、冠大会に学校からは参加せず、ヨネ愛の活動の場とする。

3 その他

（1） ヨネ愛は出場する大会の範囲を明確に示す

- ① 中体連主催大会に参加するか、参加しないか
- ② 冠大会に参加するか、参加しないか 等

（2） ヨネ愛に所属する生徒の大会参加について

- ① 中体連主催大会について

- 中体連主催大会にヨネ愛として参加する意思がある場合（A）

部活動とヨネ愛の両方に所属している生徒は、中体連主催大会に「ヨネ愛から参加する」

か「学校から参加する」か選択する。

- 中体連主催大会にヨネ愛として参加する意思がない場合 (B)

部活動とヨネ愛の両方に所属している生徒は、「学校から参加する」こととする。

② 冠大会について

- 冠大会にヨネ愛として参加する意思がある場合 (C)

ヨネ愛に在籍する生徒は、「ヨネ愛から参加する」こととする。

※大会出場を希望する生徒は、クラブに所属することが望ましい。

- 冠大会にヨネ愛として参加する意思がない場合 (D)

ヨネ愛に所属する生徒の大会参加については、連盟・協会、ヨネ愛、保護者、学校で協議する。

※大会に参加できない場合もある。

〈クラブによる大会参加パターン〉

パターン1： 中体連主催大会・冠大会のどちらも参加・・・(A) (C)

パターン2： 中体連主催大会のみ参加・・・・・・・・(A) (D)

パターン3： 冠大会のみ参加・・・・・・・・・・・・(B) (C)

パターン4： 中体連主催大会・冠大会のどちらも不参加・・(B) (D)

スポーツの特性や団体・個人参加によって、大会参加について連盟・協会、ヨネ愛、保護者、学校で協議が必要になる場合がある。生徒の大会への参加が保障されるように協議を進めていくことが望ましい。